承諾書の提出について

保護者の皆様

豊中市教育委員会事務局

学校施設管理課長

教育総

○児童・生徒が午後８時以降に、豊中市立学校運動場の夜間開放を利用するにあたっては、保護者の承諾が必要です。

○下記の承諾書に保護者が直筆で記入・押印のうえ、団体代表者に提出してください。

○団体代表者は、下記の承諾書の写しを（１部）学校施設管理課に提出してください。

※参加者の会場への往復を含め、安全管理に充分注意してください。

（参　考）

大阪府青少年健全条例

○夜間に外出をさせない保護者の努力義務

保護者は、通勤・通学その他正当な理由がある場合を除き、夜間に青少年を外出させないように努めなければなりません。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となる青少年の区分 | 外出させてはならない時間帯 |
| １６歳未満の者 | 午後８時～翌日午前４時 |

○夜間の連れ出し等禁止

何人も、保護者の承諾等を得ずに夜間に青少年を連れ出し、同伴し、とどめてはいけません。 （違反者には３０万円以下の罰金か科されます。）

・・・・・・・　切　・・・・　り　・・・・　取　・・・・　り　・・・・　線　・・・・・・・

**承　　　諾　　　書**

団体代表者　　　　　　　　　　　様

　豊中市立学校運動場夜間開放での活動に参加することを承諾します。

令和　　年（　　　年）　　月　　日

登録団体名

参加者名

住所

保護者名